

鹿屋市放課後児童健全育成事業実施要綱等の一部を改正する要綱

(鹿屋市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正)

第1条 鹿屋市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第50号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第10号様式及び別記第13号様式中「印」を削る。

(鹿屋市放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 鹿屋市放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱（平成29年鹿屋市告示第66号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第5号様式、別記第10号様式及び別記第13号様式中「印」を削る。

(鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する要綱の一部改正)

第3条 鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する要綱（平成31年鹿屋市告示第51号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「印」を削る。

別記第4号様式中 「

親

」 を 「

保 護 者

」 に改め、「印」を削る。

別記第5号様式中「印」を削る。

(鹿屋市子育てのための施設等利用給付の支給認定に関する要綱の一部改正)

第4条 鹿屋市子育てのための施設等利用給付の支給認定に関する要綱（令和2年鹿屋市告示第111号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「印」を削る。

別記第4号様式中

親

 を

保 護 者

 に改め、「印」を削る。

別記第5号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。